

桜井市防災協力事業所等登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時において事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、桜井市防災協力事業所登録制度を構築し、登録した事業所等(以下「登録事業所」という。)の防災協力活動により、官民一体となった災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救護活動を展開することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内に店舗、工場、事務所等を有する者及び市内に活動拠点を置く団体(NPO法人及び法人でないボランティア団体を含む。)をいう。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材等をいう。

(登録手続等)

第3条 登録しようとする事業所等は、防災協力事業所登録・変更申請書(第1号様式)により市長に申請するものとする。登録内容に変更が生じた場合も、同様とする。

2 市長は、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を拒否するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する事業所等若しくは事業所等でその役員(代表者その他の経営に事実上参加している者を含む。)のうちに暴力団その他の反社会的勢力に該当する者のあるもの
- (2) 市税を滞納している事業所等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録することが適当でないと市長が認める事業所等

3 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を当該登録を拒否した事業所等に通知するものとする。

(欠格事由に関する照会等)

第4条 前条第2項第1号の規定に該当する事業所等であるかどうかについては、桜井警察署長に照会するものとする。

2 前条第2項第2号の規定に該当する事業所等であるかどうかについては、本市の市税の納付状況を確認するものとする。

(防災協力項目)

第5条 協力の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 労務の提供
- (2) 食料品、飲料水その他生活用品の提供
- (3) 避難所等の提供
- (4) 負傷者等の搬送

- (5) 資機材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災上必要な協力
(登録事業所の公表等)

第6条 市長は、登録事業所の名称及び所在地等を公表することができる。
(災害時の協力)

第7条 市長は、災害が発生したときは登録事業所が登録した資源について、
協力を要請するものとする。

2 登録事業所は、市長から前項に基づく要請があったときは、最大限に防災
協力活動を展開するものとする。

(協力期間)

第8条 協力期間は、災害発生後の一時的な防災協力活動として登録事業所本
来の業務に支障とならない期間とする。

(登録期間)

第9条 登録期間は、申請の日から 1 年間とする。なお、登録事業所から登録
抹消の申出がない場合については、さらに 1 年間延長するものとし、以
後についても、同様とする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を
抹消するものとする。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 市外に移転したとき。
- (3) 事業所等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意志が確認で
きないとき。
- (4) 桜井市防災協力事業所抹消申出書 (第 2 号様式) の提出により、登録の
抹消を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業所等を登録しておくことが適当でない
と市長が認めるとき。

(庶務)

第11条 登録に関する事務は、総務部防災安全課で処理する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。